

資 料 編

※「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設は、法律上の名称を、それぞれ女性相談支援センター、女性相談支援員及び女性自立支援施設と変更されるため、本資料編では、新たな名称を用いています。

1 女性相談支援センター及び女性相談支援員（県及び市）の相談業務の状況

相談業務は、女性相談支援センターのほか、女性相談支援員を設置している県内の各健康福祉センター（東部、中部、西部、賀茂の4か所）と市町（令和4年度は県内18市）で行っています。

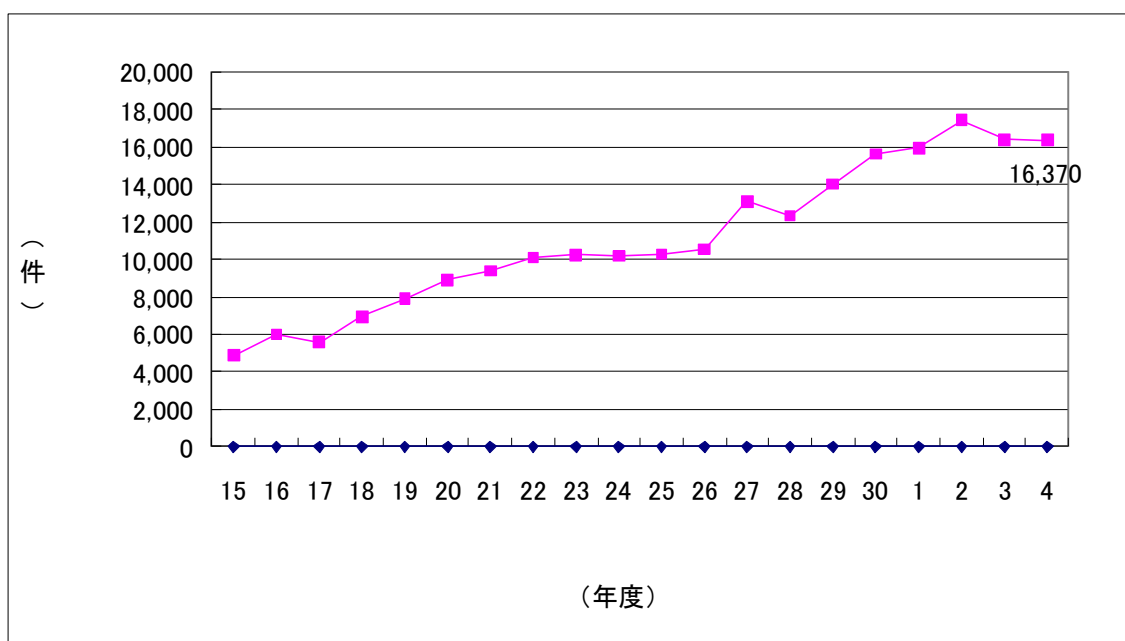
（1）相談受付状況

ア 受付件数と延件数

（件）

年度	受付 件数	内訳			延件数	内訳		
		来所 面接	巡回 出張	電話 相談等		来所 面接	巡回 出張	電話 相談等
30	6,790	2,867	137	3,786	15,628	4,748	501	10,379
元	7,039	3,013	195	3,831	15,933	5,111	602	10,220
2	7,572	3,334	173	4,065	17,436	5,448	616	11,372
3	7,084	3,037	138	3,909	16,377	5,081	546	10,750
4	7,245	3,168	168	3,909	16,370	4,975	639	10,756

イ 相談延件数の推移



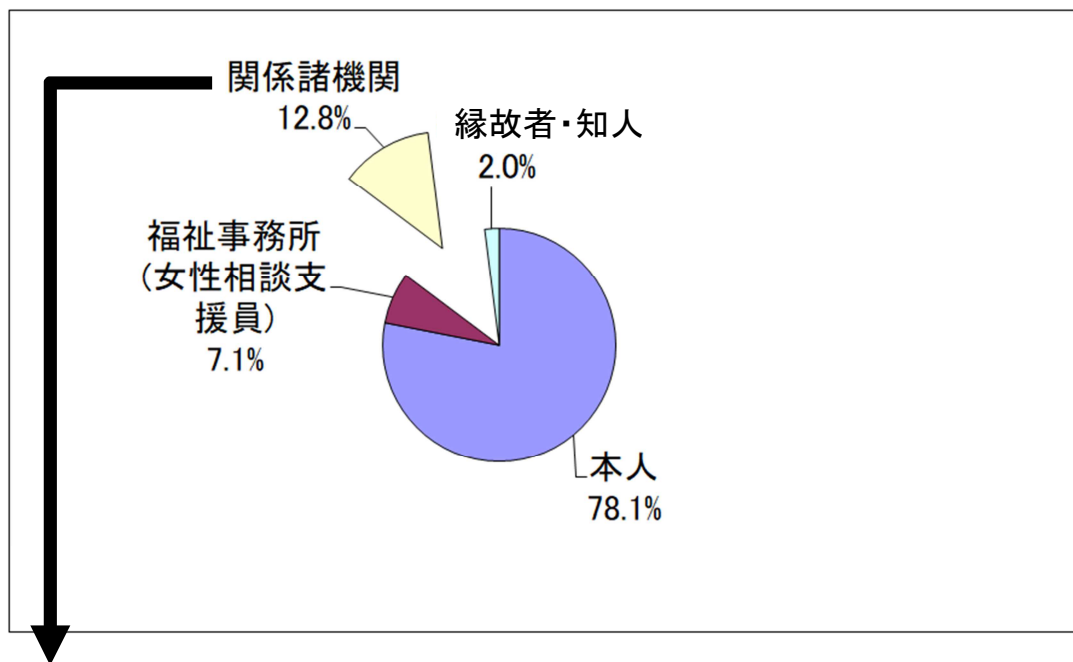
- ・ DV 防止法が施行された平成 14 年度以降、増加の幅が大きく、平成 22 年度から数年間は横ばい状態であったが、近年はコロナ禍の影響を受けた令和 2 年度をピークに高止まりが続いている。

(2) 経路別相談受付件数

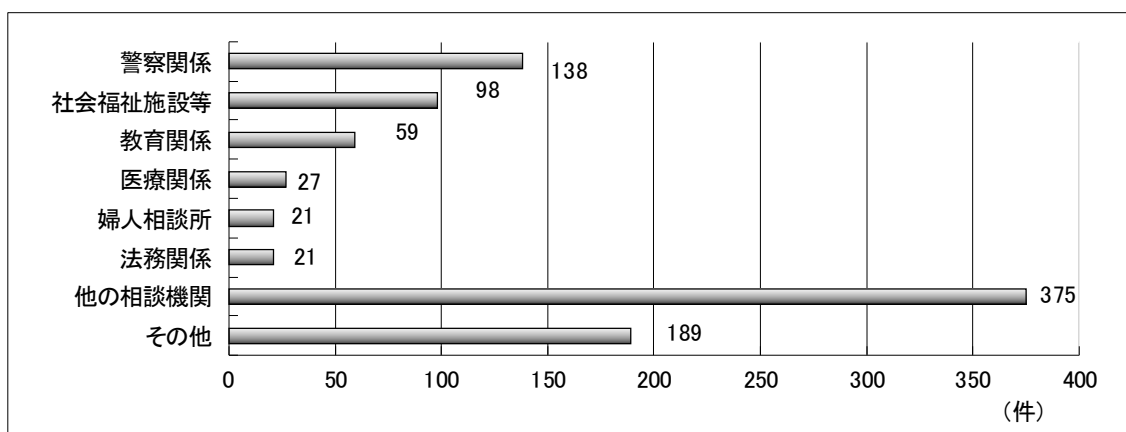
(件)

年度	本人	福祉事務所 (女性相談支援員)	関係諸機関等	縁故者・知人	計
30	5,273	510	798	209	6,790
元	5,493	526	832	188	7,039
2	5,998	434	978	162	7,572
3	5,462	547	917	158	7,084
4	5,656	516	928	145	7,245

<経路別割合（令和4年度）>



<関係諸機関等の内訳>



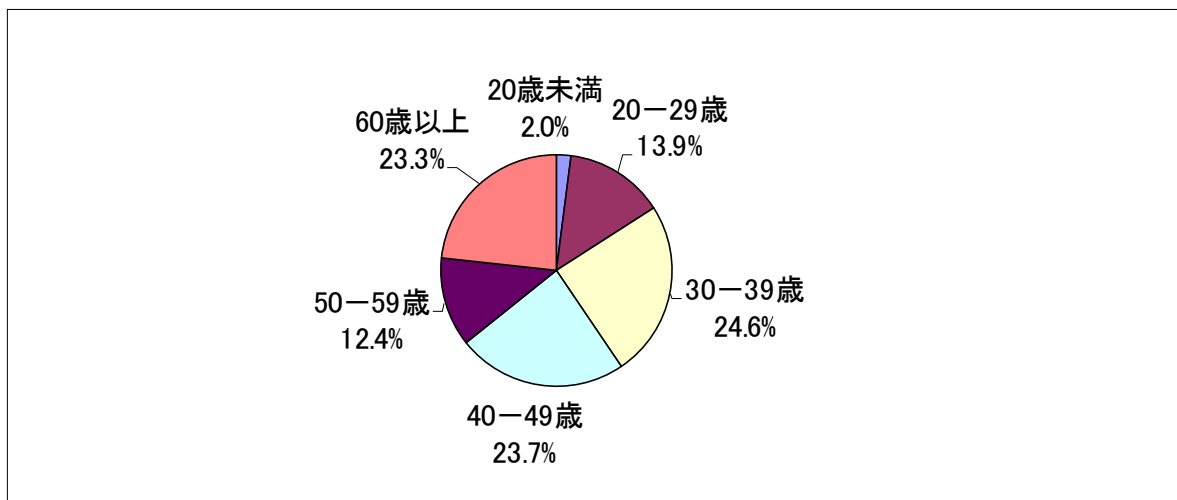
(3) 年齢別相談受付件数

(件)

年度	20歳未満	20歳以上 29歳以下	30歳以上 39歳以下	40歳以上 49歳以下	50歳以上 59歳以下	60歳以上 ／その他	計
30	119 (11)	1,010 (461)	1,839 (1,051)	1,535 (810)	683 (280)	1,604 (580)	6,790 (3,193)
元	133 (11)	1,021 (501)	1,765 (974)	1,685 (901)	895 (317)	1,540 (528)	7,039 (3,232)
2	136 (15)	1,152 (517)	1,756 (977)	1,794 (955)	988 (440)	1,746 (612)	7,572 (3,516)
3	128 (11)	989 (364)	1,725 (959)	1,648 (922)	893 (366)	1,701 (609)	7,084 (3,231)
4	145 (19)	1,008 (403)	1,784 (984)	1,720 (935)	901 (400)	1,687 (671)	7,245 (3,412)

※下段()内は、うち DV 被害者の数

< 年齢別割合 (令和4年度) >



- ・ 相談受付件数のうち、30歳代と40歳代で約半数を占めています。

(4) 対応状況

(件)

	助言指導 他	その他の対応						計
		女性自立 支援施設 入所	就労	家庭送還	福祉事務 所へ移送	女性相談 センター へ移送	関係機関 (施設)へ 移送	
30	6,721	12	2	11	0	35	9	6,790
元	6,961	6	0	9	6	36	21	7,039
2	7,492	6	0	19	1	41	13	7,572
3	7,010	6	0	6	2	43	17	7,084
4	7,179	4	1	6	0	38	17	7,245

2 女性相談支援センターの一時保護業務の状況

(1) 一時保護の状況（一時保護委託を含む）

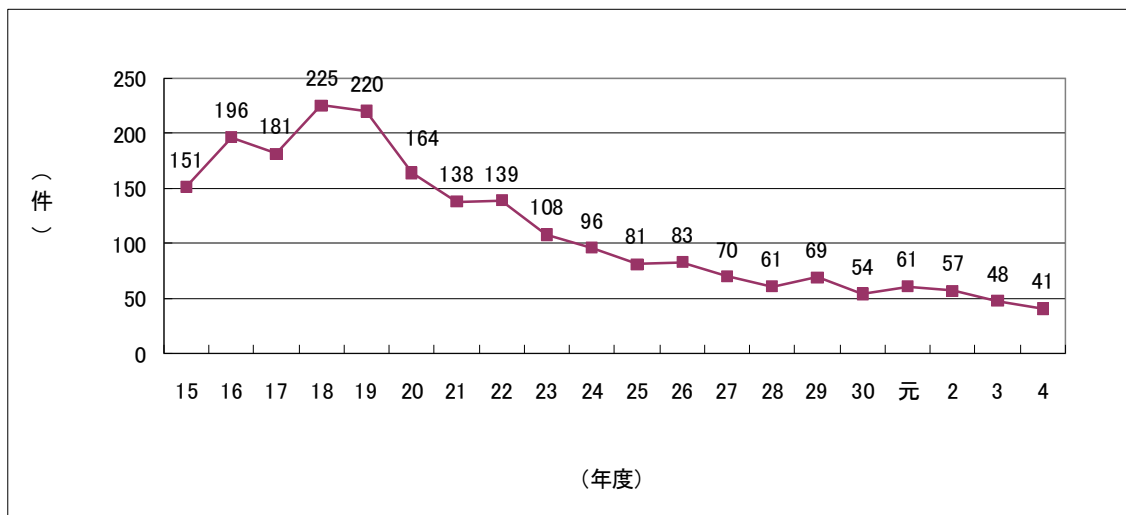
ア 一時保護の件数

(件)

年度	本人	同伴児	内訳			うちDV被害者の割合(%)
			乳児(1歳未満)	幼児	児童(学齢以上)	
30	54(29)	56(42)	8(7)	26(19)	22(16)	53.7
元	61(44)	84(75)	7(6)	38(34)	39(35)	72.1
2	57(44)	65(65)	3(3)	32(32)	30(30)	77.2
3	48(29)	49(41)	3(2)	23(16)	23(23)	60.4
4	41(27)	42(36)	2(2)	13(10)	27(24)	65.9

※()内はDV被害者。「夫等の暴力」と「(同居する)交際相手の暴力」を主訴としたものを集計

イ 一時保護件数の推移



- ・ 平成18年度をピークに減少傾向が続き、近年は年間50件程度で推移しています。

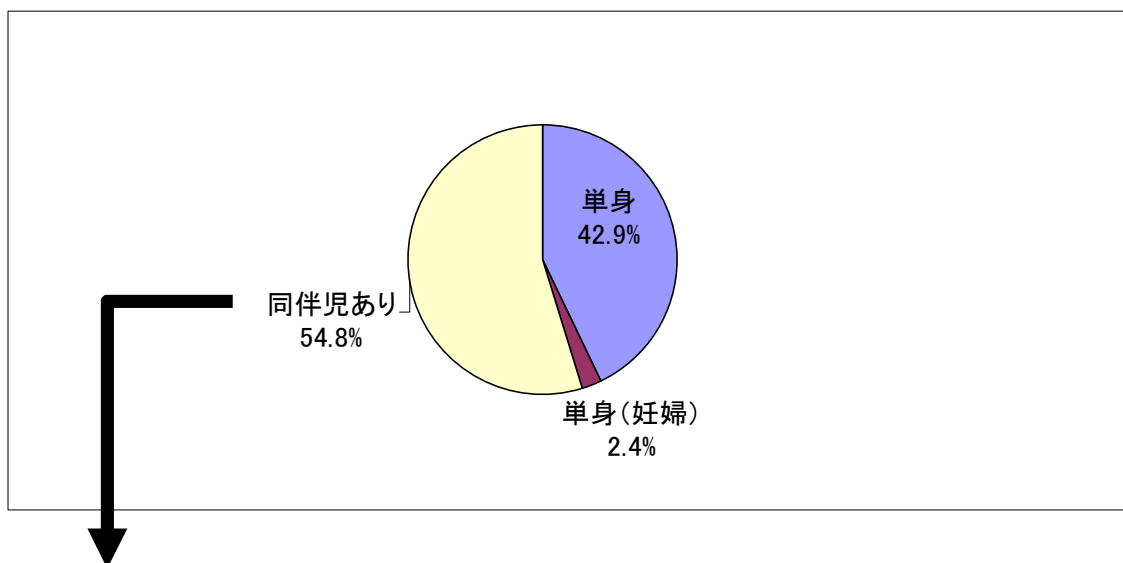
ウ 一時保護延日数

(日)

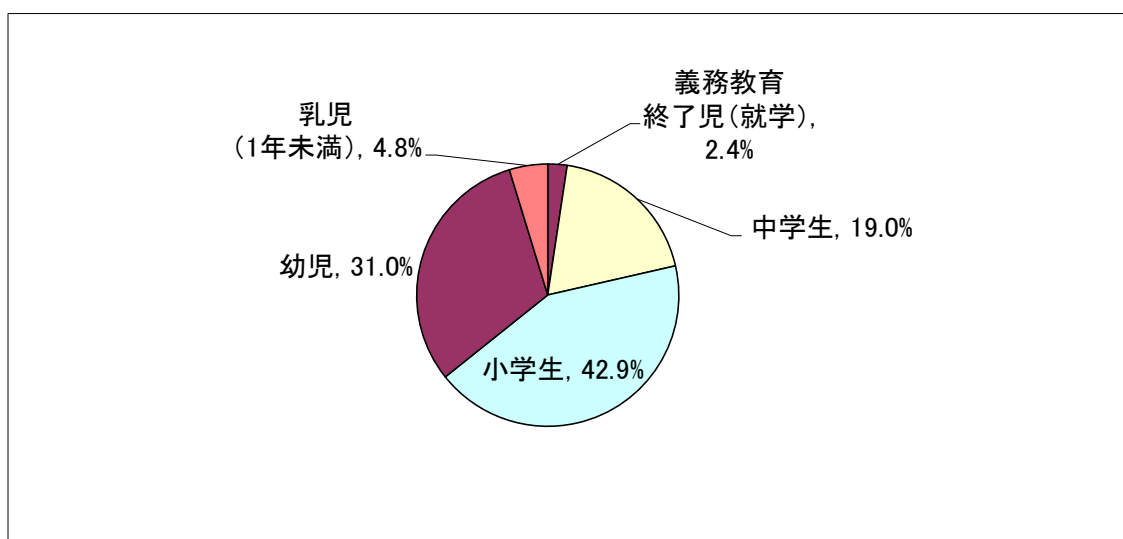
年度	本人		同伴児	
	延日数	平均保護日数	延日数	平均保護日数
30	1,193	22.1	1,034	18.5
元	1,531	25.1	1,941	23.1
2	1,317	23.1	1,860	28.6
3	1,397	29.1	964	19.7
4	1,159	28.3	1,265	30.1

(2) 同伴児童の状況

ア 単身と同伴児ありの割合（令和4年度）



イ 同伴児童の年代別割合（令和4年度）



同伴児童等のうち、未就学児には、保育士による親への養育教育や子への保育を行っています。就学児については、学習指導員による教育を行い、ケースによっては支援市等を通じて、元の学校及び転校先に学習情報を提供しています。

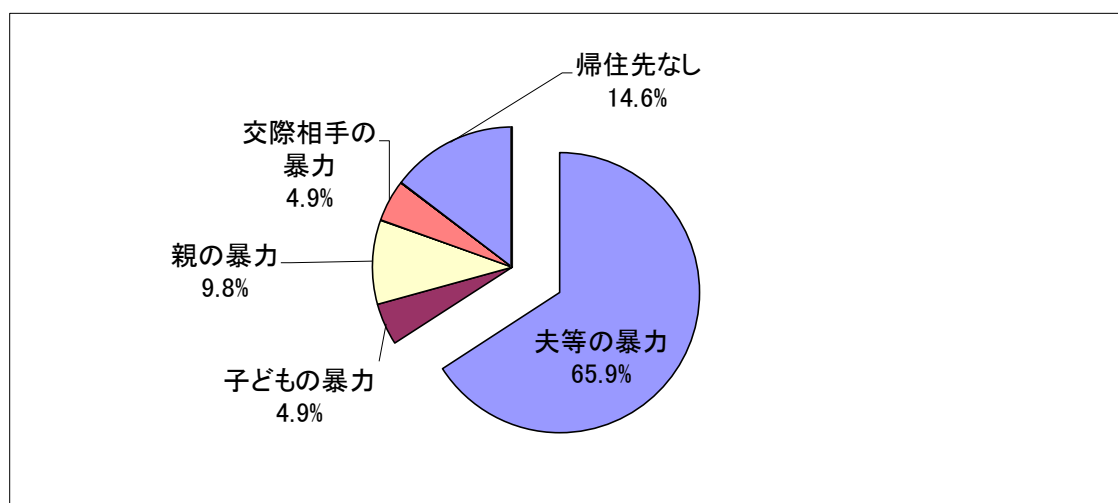
(3) 一時保護の主訴別件数

(件)

年度	夫等の暴力 *1	子どもの暴力	親の暴力	その他の親族の暴力	その他の者の暴力	交際相手の暴力 *2	ストーカー行為	同性の交際相手からの暴力 *2	家庭不和	男女問題	精神的問題	売春強要	帰宅先なし	ヒモ・暴力団関係	経済・医療関係	その他	計
30	29	1	3	2	1	2	0	0	2	0	0	0	14	0	0	0	54
元	44	0	6	2	2	0	0	0	1	0	0	0	6	0	0	0	61
2	44	0	1	0	1	1	1	0	1	1	0	1	6	0	0	0	57
3	29	0	5	4	3	3	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	48
4	27	2	4	0	0	2	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	41

*1 同居する交際相手(同性の交際相手含む)や内縁関係を含む。 *2 同居する交際相手は含まない。

<主訴別割合(令和4年度)>



- ・ 一時保護の主訴は、夫等の暴力が、約7割を占めています。

(4) 一時保護の年齢別件数

(件)

年度	20歳未満	20歳以上 29歳以下	30歳以上 39歳以下	40歳以上 49歳以下	50歳以上 59歳以下	60歳以上	計
30	4	12	18	13	3	4	54
元	5	11	21	11	9	4	61
2	3	16	20	11	6	1	57
3	3	14	9	15	4	3	48
4	3	13	10	10	2	3	41

(5) 一時保護の外国人の状況

(件、日)

年度	本人			同伴児			外国人の占める割合(%) ^{*2}
	保護件数 ^{*1}	延日数	平均保護日数	保護件数	延日数	平均保護日数	
30	5(4)	118	23.6	10(9)	172	17.2	9.3
元	7(3)	193	27.6	13(10)	510	39.2	11.5
2	4(4)	67	16.8	3(3)	55	18.3	7.0
3	2(0)	50	25.0	1(0)	36	36.0	4.2
4	5(5)	228	45.6	8(8)	339	42.4	12.2

*1()内はDV被害者

*2「外国人の占める割合(%)」は一時保護の本人の件数のうち外国人の占める割合

[国籍別]

国籍	件数
フィリピン	2(2)
ブラジル	1(1)
コロンビア	1(1)
ネパール	1(1)
計	5(5)

※()内はDV被害者

(6) 一時保護中の判定実施件数

(件)

年度	心理学的判定	精神医学的判定
30	6	8
元	2	24
2	3	8
3	7	10
4	12	15

(7) 一時保護の年度末の状況

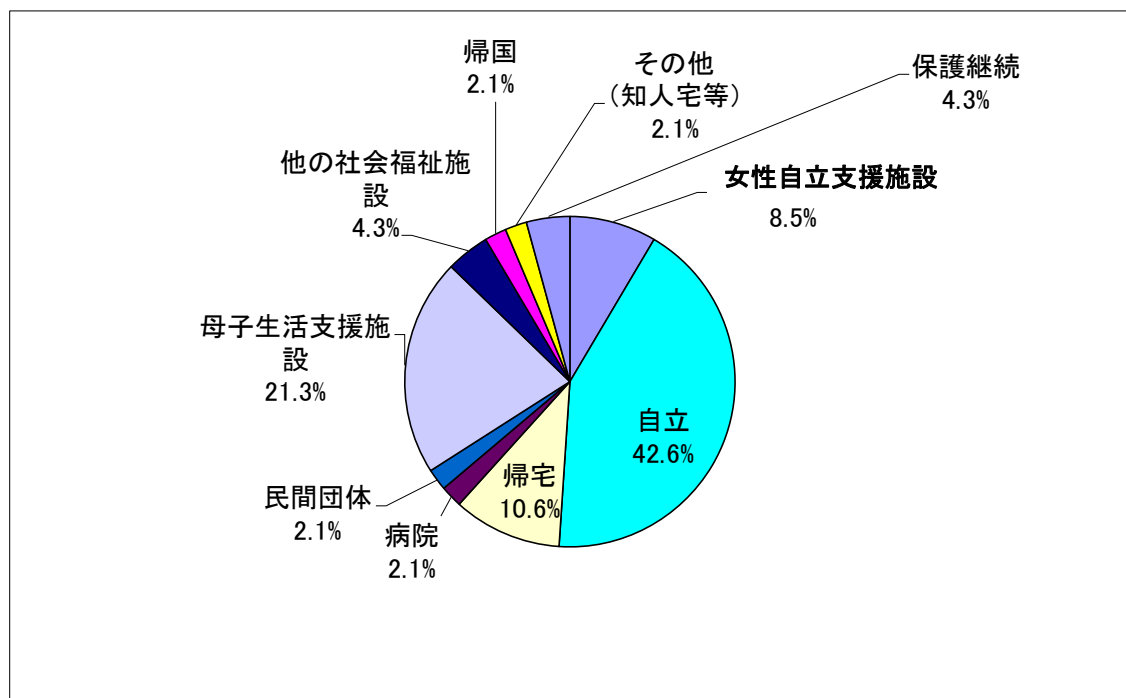
(件)

年度	女性自立支援施設	自立 *1	帰宅	帰郷 (実家等)	病院	他の女性相談支援センター	民間団体	福祉事務所		帰国	その他 (知人宅等)	保護継続	計
								母子生活支援施設	他の社会福祉施設				
30	10	22	2	7	1	0	0	11	2	0	2	2	59(5)
元	6	21	4	8	4	0	1	11	0	1	3	4	63(2)
2	5	20	10	8	1	0	0	11	0	0	3	3	61(4)
3	6	23	2	2	0	0	0	4	5	0	4	5	51(3)
4	4	20	5	0	1	0	1	10	2	1	1	2	47(6)

※()内は前年度から保護を継続したケース

*1 自立は民間(又は公営)アパート入所と住込就労

<状況別(令和4年度)>



(8) 一時保護時の居住地別件数 (令和4年度)

(件)

賀茂地区	下田市	0
	東伊豆町	0
	河津町	0
	南伊豆町	0
	松崎町	0
	西伊豆町	0
小計		0
東部地区	○熱海市	0
	○伊東市	0
	○沼津市	3
	○三島市	3
	○伊豆市	0
	○伊豆の国市	0
	○御殿場市	5
	○富士宮市	2
	○富士市	5
	裾野市	0
	函南町	1
	清水町	1
	長泉町	0
	小山町	0
小計		20

中部地区	○静岡市葵区	0
	○静岡市駿河区	1
	○静岡市清水区	2
	○島田市	4
	○焼津市	1
	○藤枝市	0
	○牧之原市	0
	吉田町	1
	川根本町	0
小計		9
西部地区	○浜松市中区	0
	○浜松市東区	0
	○浜松市南区	3
	○浜松市西区	2
	浜松市北区	4
	○浜松市浜北区	0
	浜松市天竜区	0
	○磐田市	1
	掛川市	0
	袋井市	0
	○湖西市	1
	○御前崎市	0
	菊川市	0
	森町	0
小計		11
県内計		40
県外		1
合計		41

※ 静岡県においては、居住地の福祉事務所が一時保護の要請を行い、入所後の主たる支援を実施する。

※ ○が付いているのは、女性相談員設置済の市区(ただし、令和4年4月1日現在)

(9) 一時保護委託の実績

ア 一時保護委託件数

(人)

年度	本人	同伴児・者	内訳					うちDV被害者の割合(%)
			乳児	幼児	小学生	中学生	義務教育終了児・同伴者	
30	10(5)	11	1	3	4	2	1	50.0
元	11(10)	22	2	7	6	5	2	90.1
2	11(8)	15	0	7	4	2	2	72.7
3	8(6)	15	1	3	4	6	1	75.0
4	7(3)	6	0	3	2	1	0	42.9

※()内はDV被害者

※前年度からの継続入所は含まない。

イ 一時保護委託日数

(日)

年度	本人		同伴児・者	
	延日数	平均保護日数	延日数	平均保護日数
30	150(61)	15.0(12.2)	115	10.5
元	175(160)	15.9(16.0)	365	16.6
2	200(126)	18.2(15.8)	256	17.1
3	212(149)	26.5(24.8)	360	24.0
4	133(62)	19.0(20.7)	133	22.2

※()内はDV被害者

※前年度からの継続入所は含まない。

ウ 一時保護委託先別

(件、日)

年度	母子生活支援施設		女性自立支援施設		その他の社会福祉施設		民間シェルター	
	件数	延日数	件数	延日数	件数	延日数	件数	延日数
30	6(4)	72(57)	0	0	1(1)	4(4)	3(0)	74(0)
元	6(5)	105(90)	1(1)	8(8)	0	0	4(4)	62(62)
2	5(4)	103(73)	1(1)	10(10)	1(0)	28(0)	6(5)	71(55)
3	4(3)	127(81)	1(1)	28(28)	0	0	3(2)	57(40)
4	2(1)	32(16)	1(0)	23(0)	0	0	4(2)	78(46)

※()内はDV被害者

※前年度からの継続入所ケースと異動による重複を含む。

3 女性自立支援施設の入所等の状況

(1) 入所状況

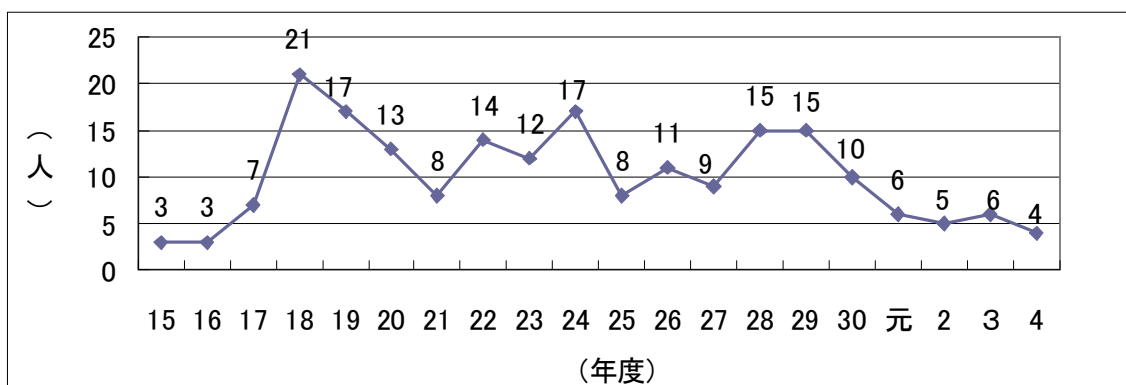
ア 入所件数

(人)

年度	本人	同伴児	内訳			うちDV被害者の割合(%)
			乳児	幼児	児童	
30	10(6)	6	1	2	3	60.0
元	6(1)	0	0	0	0	16.7
2	5(1)	0	0	0	0	20.0
3	6(3)	5	0	3	2	50.0
4	4(2)	1	0	0	1	50.0

※()内はDV被害者

イ 入所件数の推移



- ・ 平成 18 年度をピークに、近年は年間 5 件程度で推移しています。

ウ 年齢別件数

(人)

年度	20歳未満	20歳以上 29歳以下	30歳以上 39歳以下	40歳以上 49歳以下	50歳以上 59歳以下	60歳以上	計
30	0	2	1	3	2	2	10
元	2	0	2	1	0	1	6
2	0	2	1	2	0	0	5
3	1	1	1	3	0	0	6
4	0	1	0	2	0	1	4

(2) 入所日数

ア 入所延日数

(日)

年度	本人	同伴児	(内訳)		
			乳児	幼児	児童
30	525	80	10	25	45
元	393	0	0	0	0
2	395	0	0	0	0
3	316	136	0	83	53
4	208	42	0	0	42

(3) 退所者の入所期間別件数

(人)

年度	3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上	計
30	5	2	0	0	7
元	4	2	1	0	7
2	4	1	1	0	6
3	5	1	0	0	6
4	3	1	0	0	4

(4) 就労の状況

(人)

年度	外勤	内職(施設内)	計
30	1	6	7
元	1	8	9
2	1	2	3
3	0	3	3
4	0	1	1

※区分の重複(内職→外勤など)があるため、入所件数等とは一致しない。

(5) 年度末の状況

(人)

年度	自立 ^{*1}	帰宅	他機関へ の移送 ^{*2}	無断退所	その他 ^{*3}	継続入所	計
30	4	0	3	0	0	3	10(0)
元	3	0	3	0	1	2	9(3)
2	4	0	1	0	1	1	7(2)
3	2	0	3	0	1	1	7(1)
4	5	0	0	0	0	0	5(1)

※()内は前年度から継続入所のケースを再掲

*1 民間アパート入居と住込就労

*2 母子生活支援施設やグループホームへの入所等

*3 実家(親族宅)や知人宅への退所等

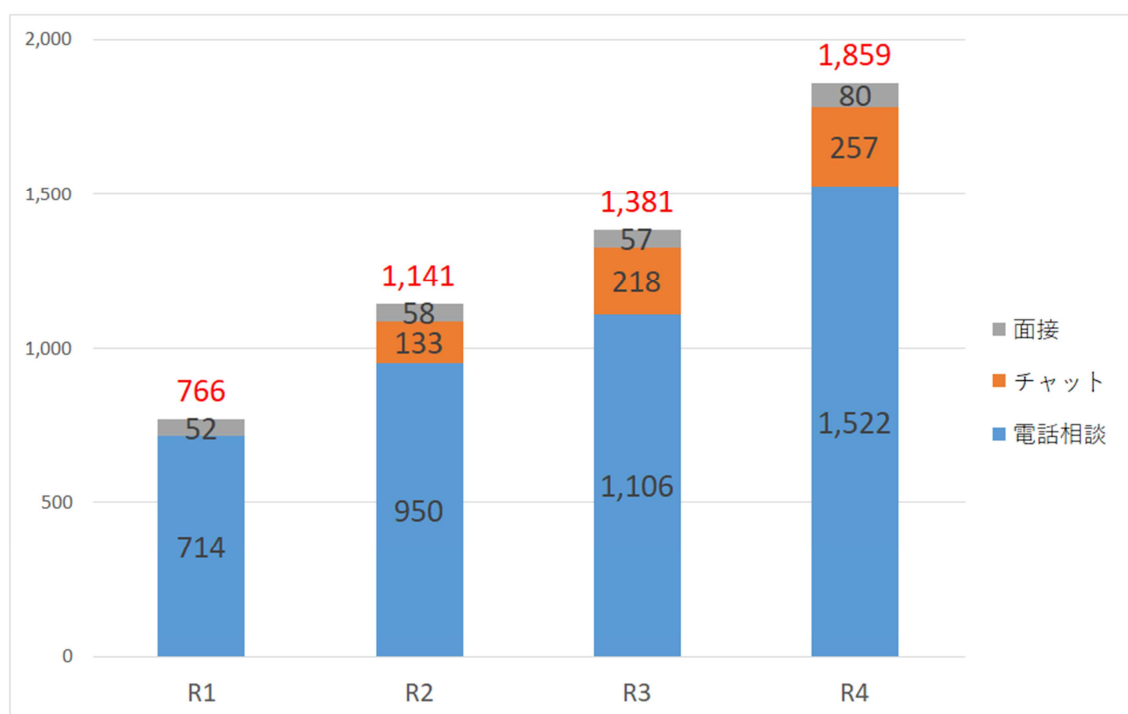
4 静岡県性暴力被害者支援センターSORA の相談状況

(1) 相談の状況

平成 30 年 7 月に静岡県性暴力被害者支援センターSORA を設置・運営して以来、相談件数は増加傾向にあり、令和 4 年度は 1,859 件となっています。

また、電話がかけづらい被害者や若年層の被害者がより相談しやすい環境を整備するため、令和 2 年度から導入したチャット相談も、相談件数は増加傾向にあります。

静岡県性暴力被害者支援センターSORA の相談件数の推移



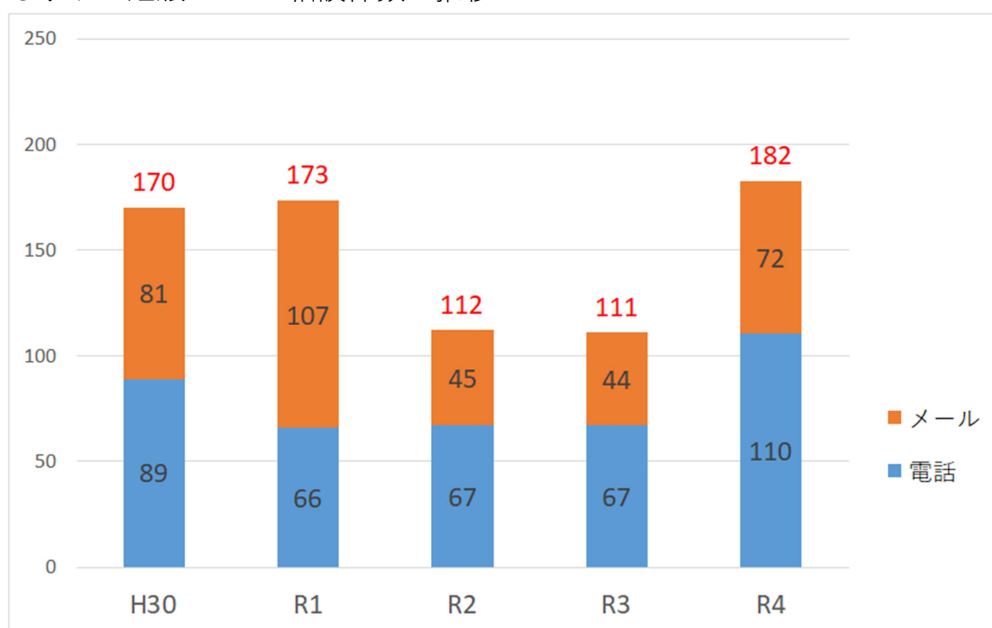
5 しずおか妊娠 SOS の相談状況

(1) 相談の状況

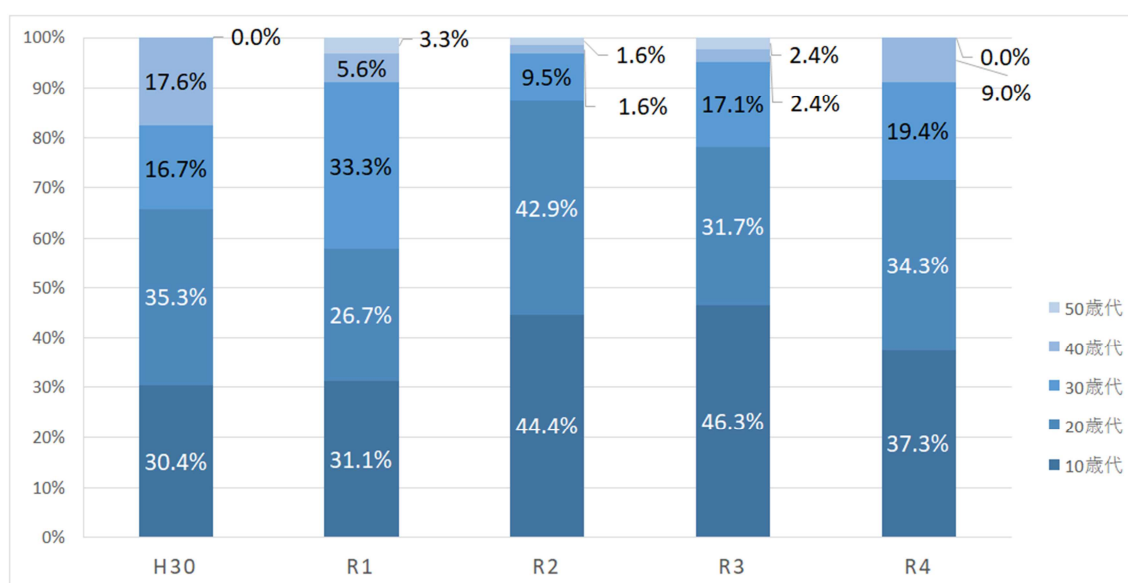
予期せぬ妊娠等の相談窓口である「しずおか妊娠 SOS」の相談件数は、令和 4 年度は 182 件となっており、新型コロナウイルス感染症流行期に減少傾向が見られましたが、再び同じ値で推移しています。

年代別に見ると 10 歳代及び 20 歳代からの相談が多く、約 6 割は年代不明となっています。相談内容は、「妊娠判定」「妊娠中絶」「体の状況」となっています。

しずおか妊娠 SOS の相談件数の推移



しずおか妊娠 SOS の年代別相談割合の推移



6 困難な問題を抱える女性への支援に関する市町調査

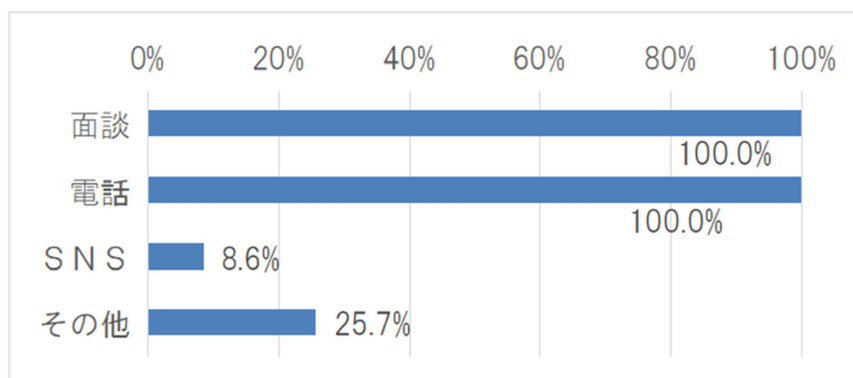
1. 概要

- (1) 目的
市町における困難な問題を抱える女性の支援状況や連携体制等を把握する
- (2) 対象
県内 35 市町
- (3) 調査期間
令和 5 年 9 月 5 日～9 月 1 9 日
- (4) 方法
県から各市町担当課にメールにて調査票を送付及び回収
- (5) 回収数
3 5 市町

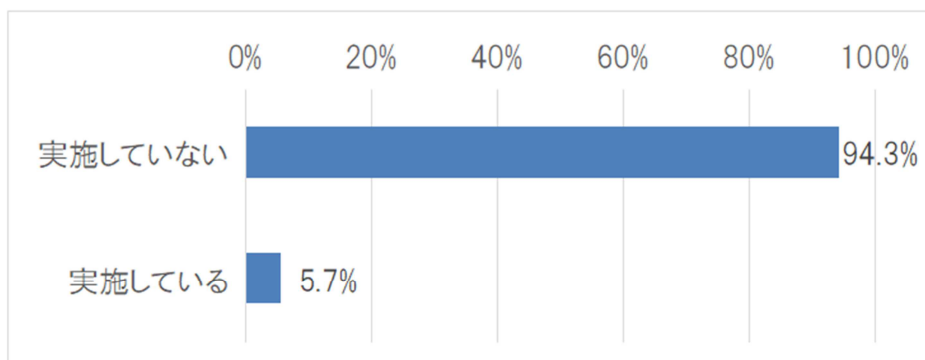
2. 主な結果

(1) 相談体制・対応状況

ア 実施している相談方法



イ アウトリーチ支援の実施状況



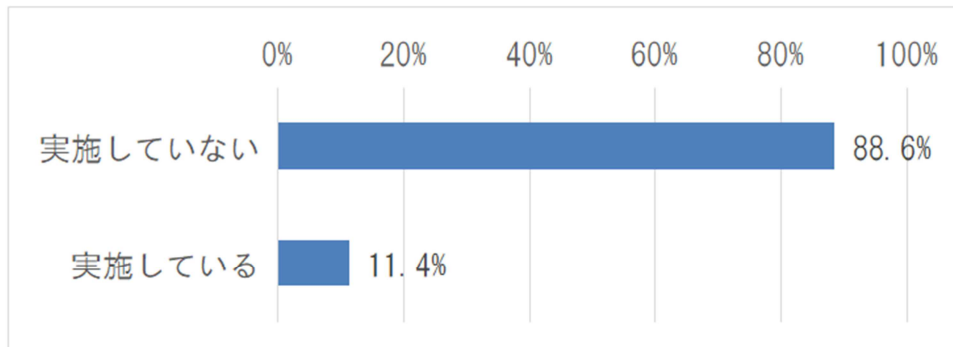
・実施している内容

不定期で女性相談員が巡回訪問、民生委員等にアウトリーチ支援について積極的に働きかけ、必要に応じて訪問 等

・実施していない理由

人材不足、財源不足、ニーズが不明、人口が少なく相談件数も少ない 等

ウ 居場所の提供状況



・実施している内容

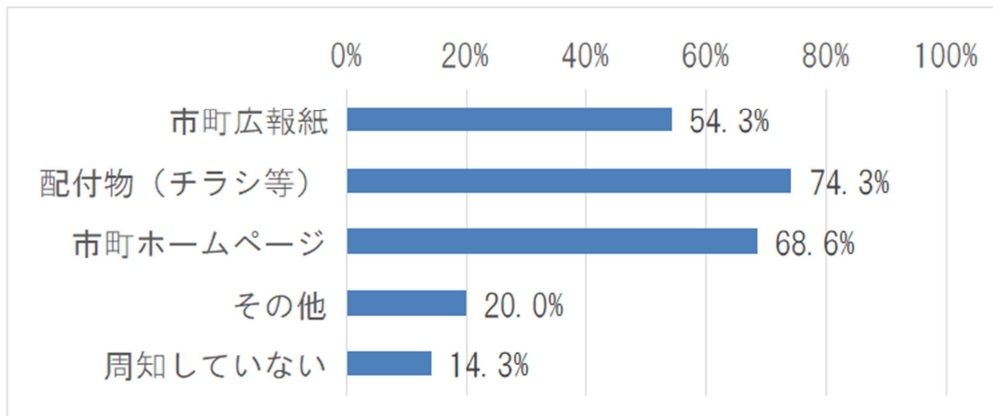
女性会館や生涯学習交流館で開催、社会福祉協議会が運営する居場所 等

・実施していない理由

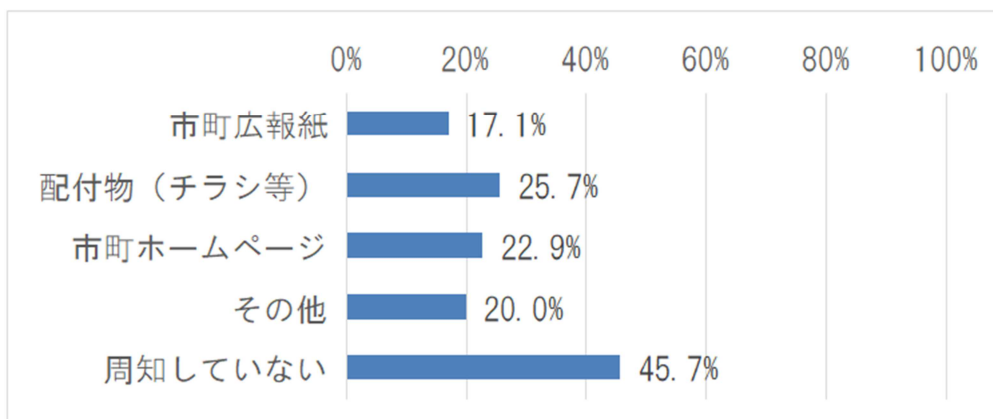
人材不足、財源不足、相談場所を秘匿にしている、場所が確保できない、安全な方法が確立できていない、需要が不明 等

(2) 広報・啓発

ア 住民に対する相談窓口の周知方法

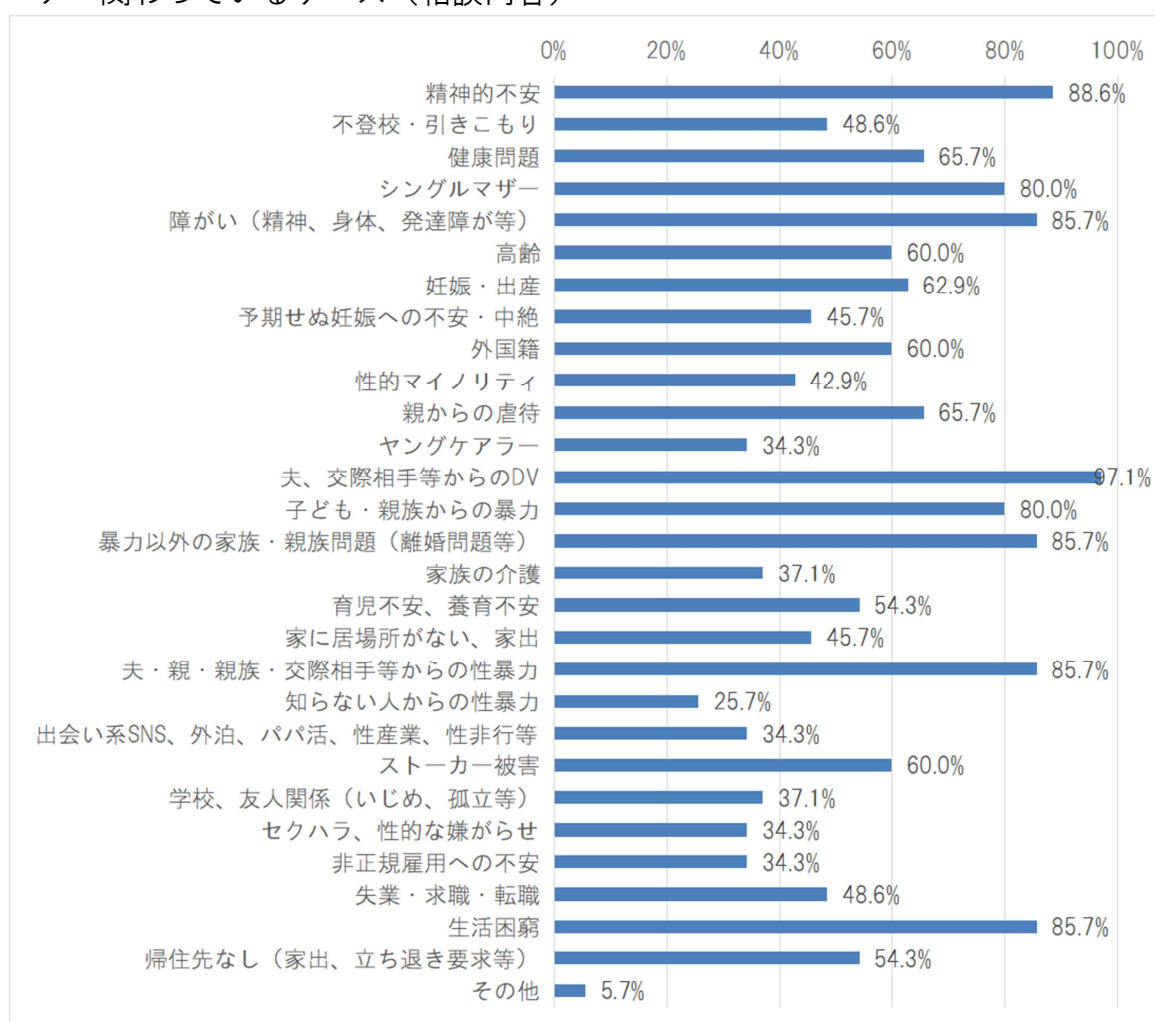


イ 外国人住民に対する相談窓口の周知方法



(3) 相談支援の状況

ア 関わっているケース（相談内容）



イ 必要な支援につながない人に対して、どのような仕組みや制度が必要か（自由記載）

【周知】

- ・利用できる支援メニューを知ってもらうための活動
- ・多様な媒体を活用した、相談しやすい相談窓口の周知
- ・外国籍の方への周知

【施策】

- ・アウトリーチ支援
- ・いつでも安心して相談できる、ワンストップ窓口の整備
- ・相談方法を増やすこと（SNS等）
- ・LINEやチャットで相談できる仕組み
- ・気軽に立ち寄り、相談のきっかけとなる居場所から必要な機関へとつなげていく仕組みが必要

【人材】

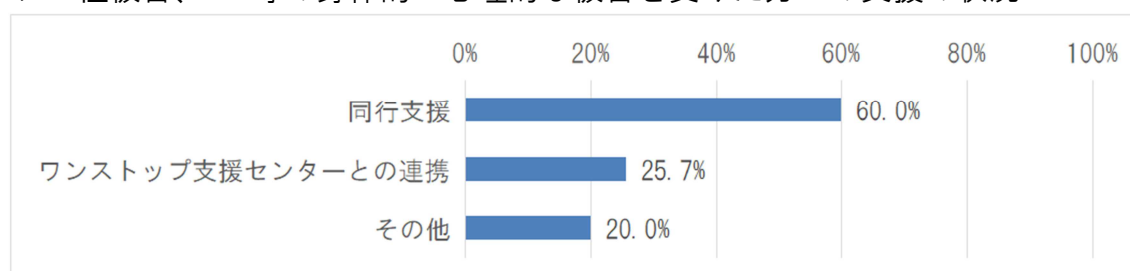
- ・全市区に女性相談支援員を配置する

【ネットワーク】

- ・庁内におけるネットワークの構築
- ・関係機関とのより深い関係が必要
- ・困っている人に気づき、専門機関へ寄り添って繋げてくれる地域の人づくり
- ・小さい町では、役所の中に知り合いがいる住民が多く、相談に躊躇するケースがみられるため、隣町にも相談できるような圏域共同での相談の受け皿
- ・福祉的視点をもった民生委員等と連携したアウトリーチ支援

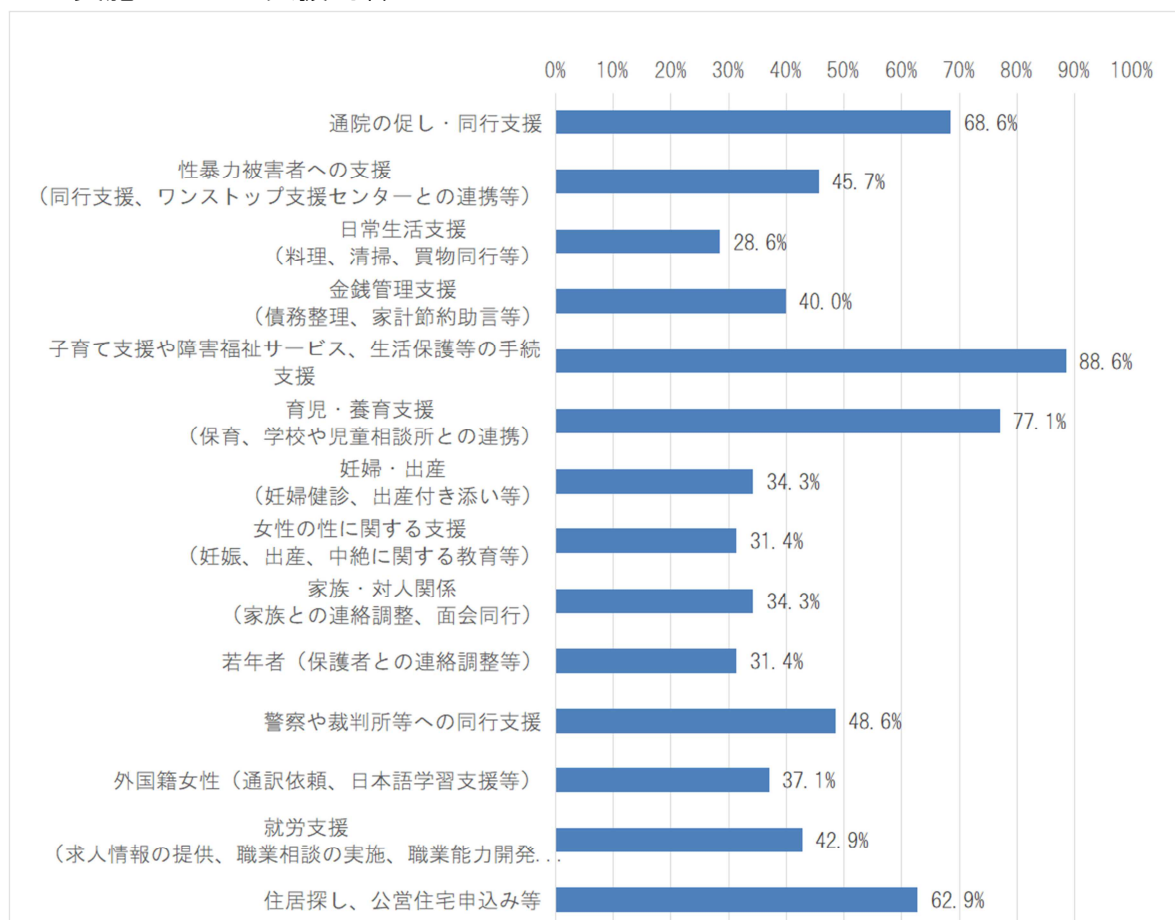
(4) 被害者回復支援

ア 性被害、DV 等の身体的・心理的な被害を受けた方への支援の状況

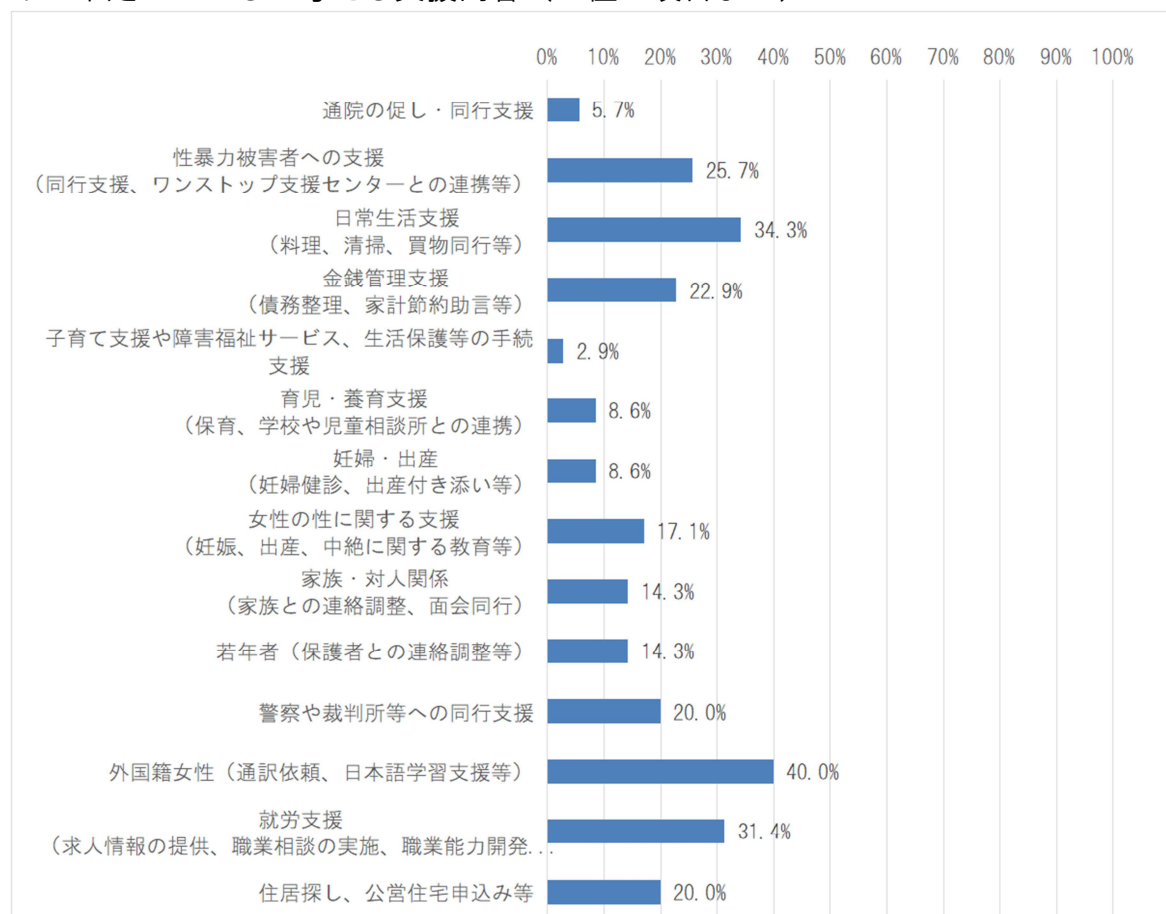


(5) 自立支援

ア 実施している支援内容

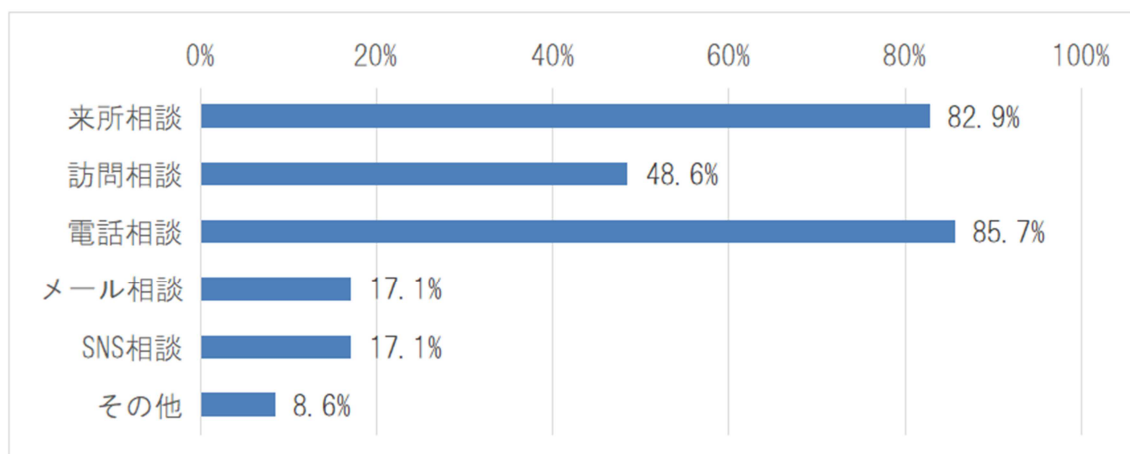


イ 不足しているとする支援内容（上位5項目まで）



（6）アフターケア

ア 実施しているアフターケア



7 困難な問題を抱える女性への支援に関する民間団体活動状況調査

1. 調査の概要

(1) 目的

県内で困難な問題を抱える女性支援を行う民間団体の活動の状況を調査し、困難な問題を抱える女性への支援における課題を把握する。

(2) 対象

県及び市町が把握する困難な問題を抱える女性支援を行う民間団体
(30 団体)

(3) 調査期間

令和5年9月29日～10月23日

(4) 方法

県（受託会社）から民間団体に郵送にて調査票を送付及び回収

(5) 回収数

26 団体

(※調査期間を大幅に過ぎて回答した2団体はグラフ等集計に加えていない)

2. 主な調査結果

(1) 女性支援に関する主な活動分野

(複数回答)

「DV被害者支援」が67%で最も多く、次いで「男女共同参画」が46%、「性暴力被害者支援」、「生活困窮」、「その他」がそれぞれ38%となっています。

選択肢	実数	割合(%)
DV被害者支援	16	67%
男女共同参画	11	46%
性暴力被害者支援	9	38%
生活困窮	9	38%
その他	9	38%
若年女性支援	8	33%
外国籍女性支援	3	13%

【その他の内容】

思春期健康相談
メンタルヘルス、ライフキャリア
不妊不育、妊娠 SOS、災害支援、子育て支援
シェルター
生き辛さを抱えた女性への支援、女性の DV や虐待の加害者の更生支援
妊産婦全員が対象の妊婦訪問、こんにちは赤ちゃん訪問など
幅広く困難な問題を抱える女性
DV 加害者教育、DV 被害者母子支援
女性相談全般、子ども電話（チャイルドライン）

(2) 活動地域

「県内全域」が38%で最も多く、次いで「県西部」が29%、「県中部」が25%となっています。

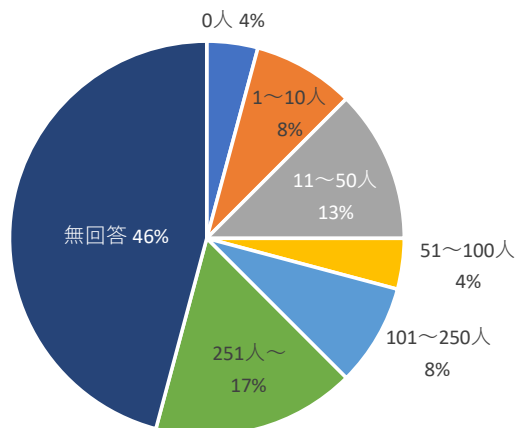
(複数回答)

選択肢	実数	割合(%)
県内全域	9	38%
県西部	7	29%
県中部	6	25%
県東部	4	17%

(3) 支援対象者（性別集計（過去5年間の支援実績））

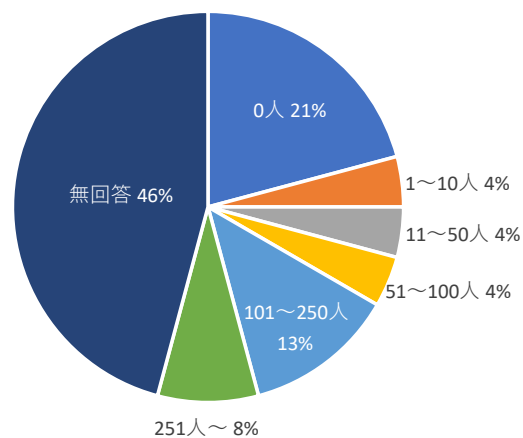
【女性】

女性の総数が「251人～」の団体が17%で最も多く、次いで「11～50人」が13%となっています。



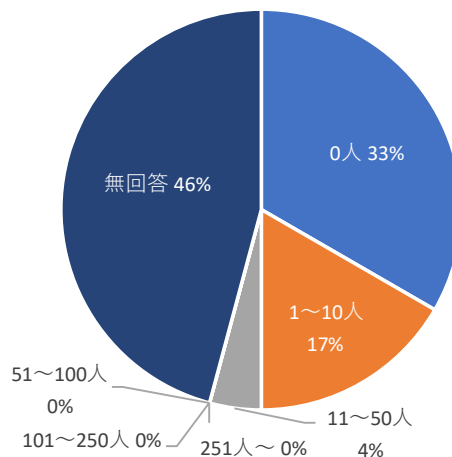
【男性】

男性の総数が「0人」だった団体が21%で最も多く、次いで「101～250人」が13%で、「251人～」が8%となっています。



【女性のうち外国籍】

外国籍の女性の総数が「0人」の団体が33%で最も多く、次いで「1～10人」が17%で、51人以上と回答した団体はありませんでした。



（４）支援対象者が抱えている困難

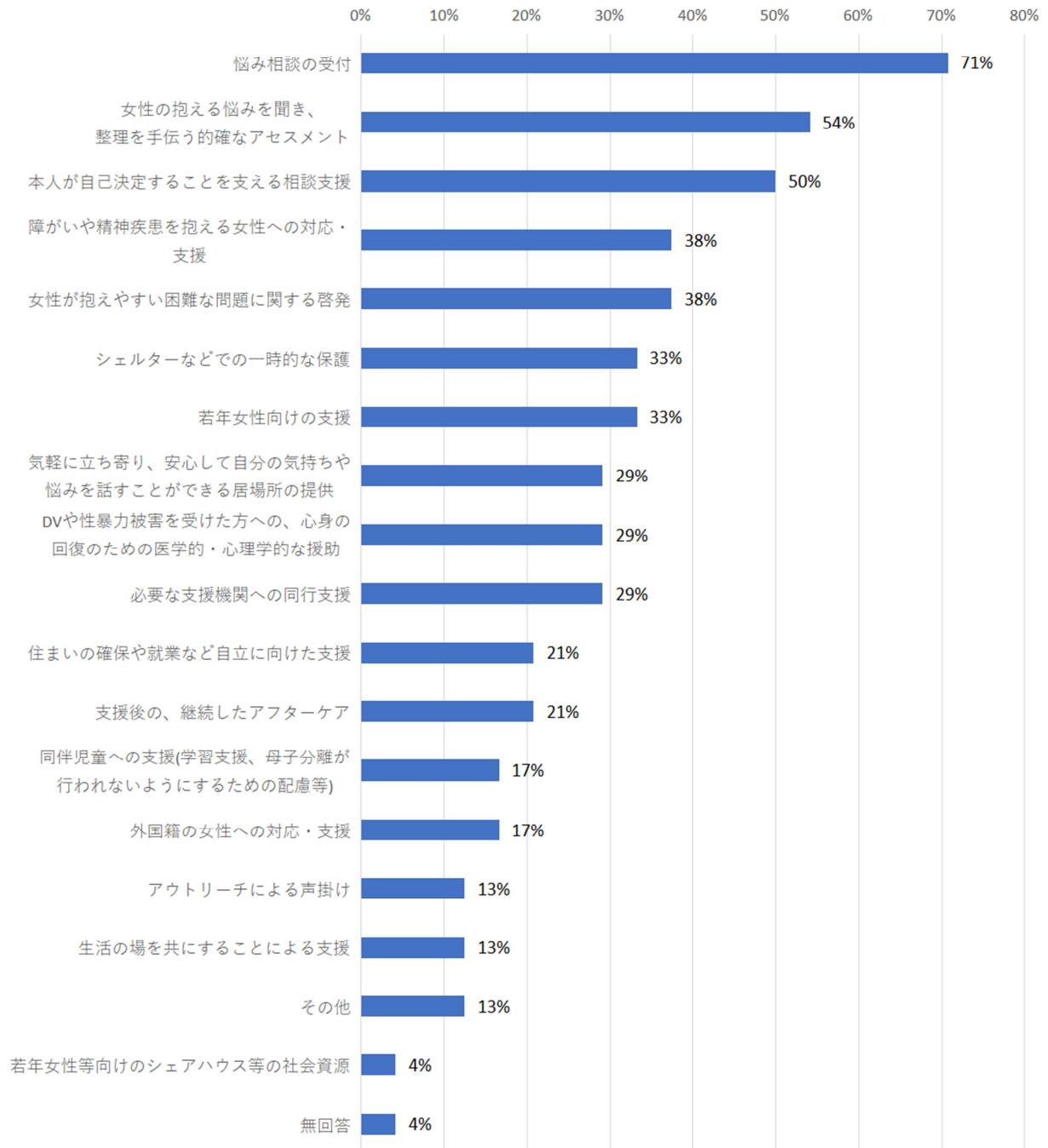
「夫からの暴力、親や兄弟からの性虐待・暴力、性暴力・性被害」が79%と最も多く、次いで「貧困・経済的困窮」が67%、「家族関係の悪化や家族の崩壊」が63%と高い割合となっており、さまざまな困難を抱えていることがうかがえます。

(複数回答)

選択肢	実数	割合(%)
夫からの暴力、親や兄弟からの性虐待・暴力、性暴力・性被害	19	79%
貧困・経済的困窮	16	67%
家族関係の悪化や家族の崩壊	15	63%
心身の健康の侵害や障害—うつ、精神疾患や精神障害、知的障害、発達障害	14	58%
居場所の喪失、社会的孤立	12	50%
予期せぬ妊娠、中絶とそのトラウマ、孤立した環境での出産と子育て	11	46%
就労からの排除やドロップアウト、不安定な就労環境・低賃金	10	42%
自死念慮、自殺未遂、リストカット・オーバードーズ(自傷行為)	9	38%
学校教育からのドロップアウト(いじめ、不登校、ひきこもり、高校中退)	8	33%
性的搾取	6	25%
その他	4	17%
無回答	3	13%

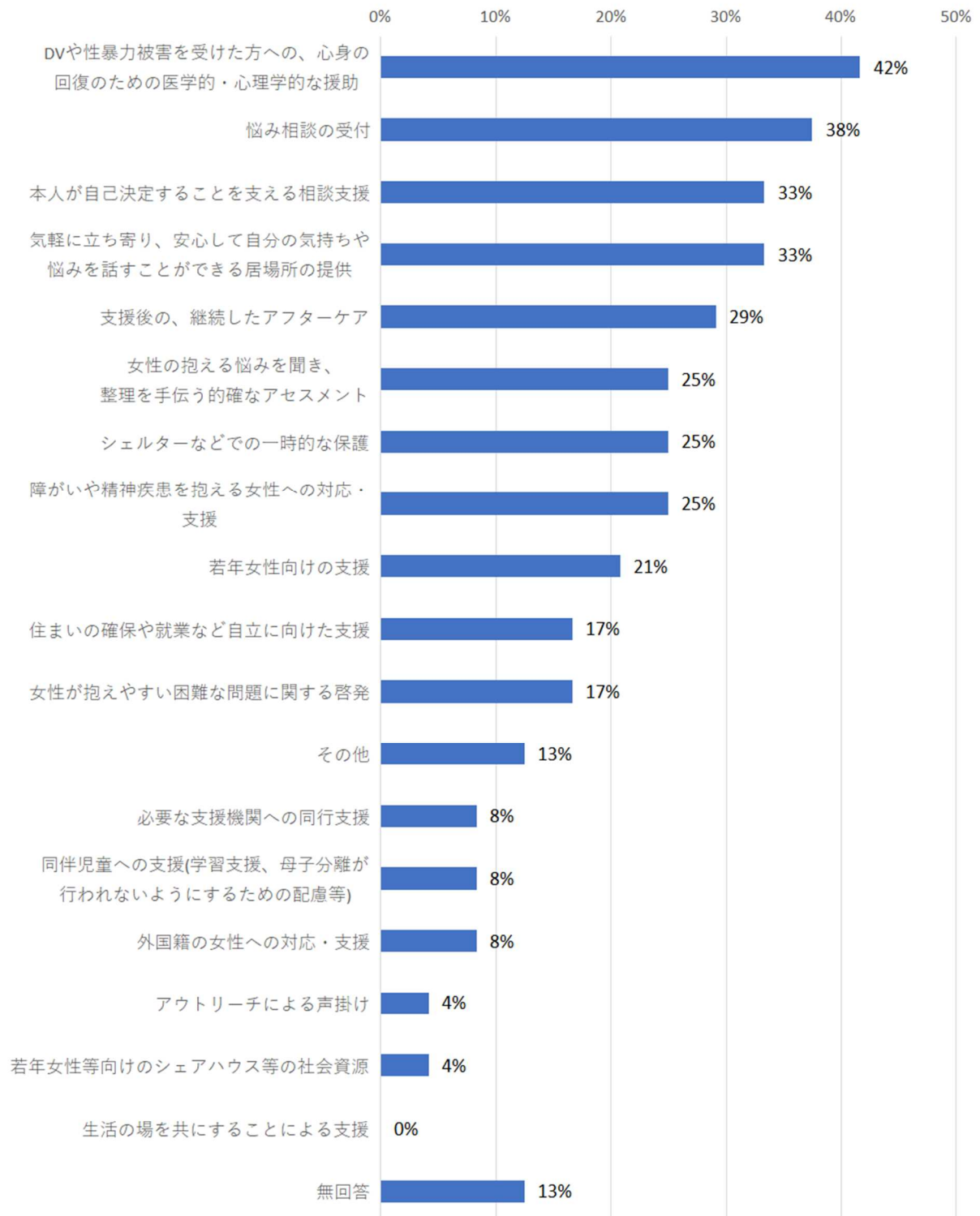
(5) 女性支援の活動内容

「悩み相談の受付」が71%と最も多く、次いで「女性の抱える悩みを聞き、整理を手伝う的確なアセスメント」、「本人が自己決定することを支える相談支援」は5割以上の団体が行っています。



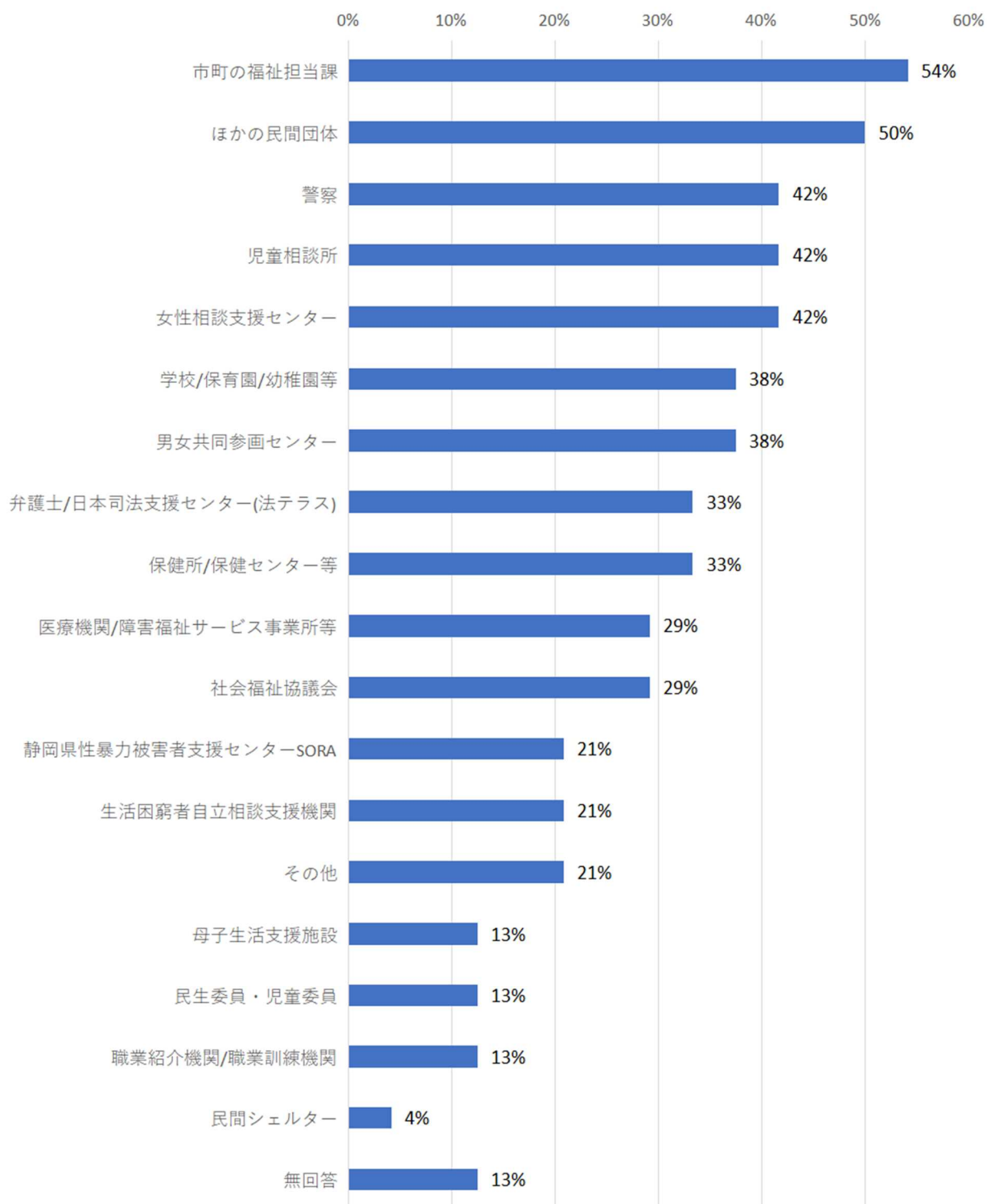
(6) 今後一層必要と思う支援

「DV や性暴力被害を受けた方への、心身の回復のための医学的・心理的な援助」が4割占めており、次いで、「悩み相談の受付」が38%、「本人が自己決定することを支える相談支援」が38%となっています。



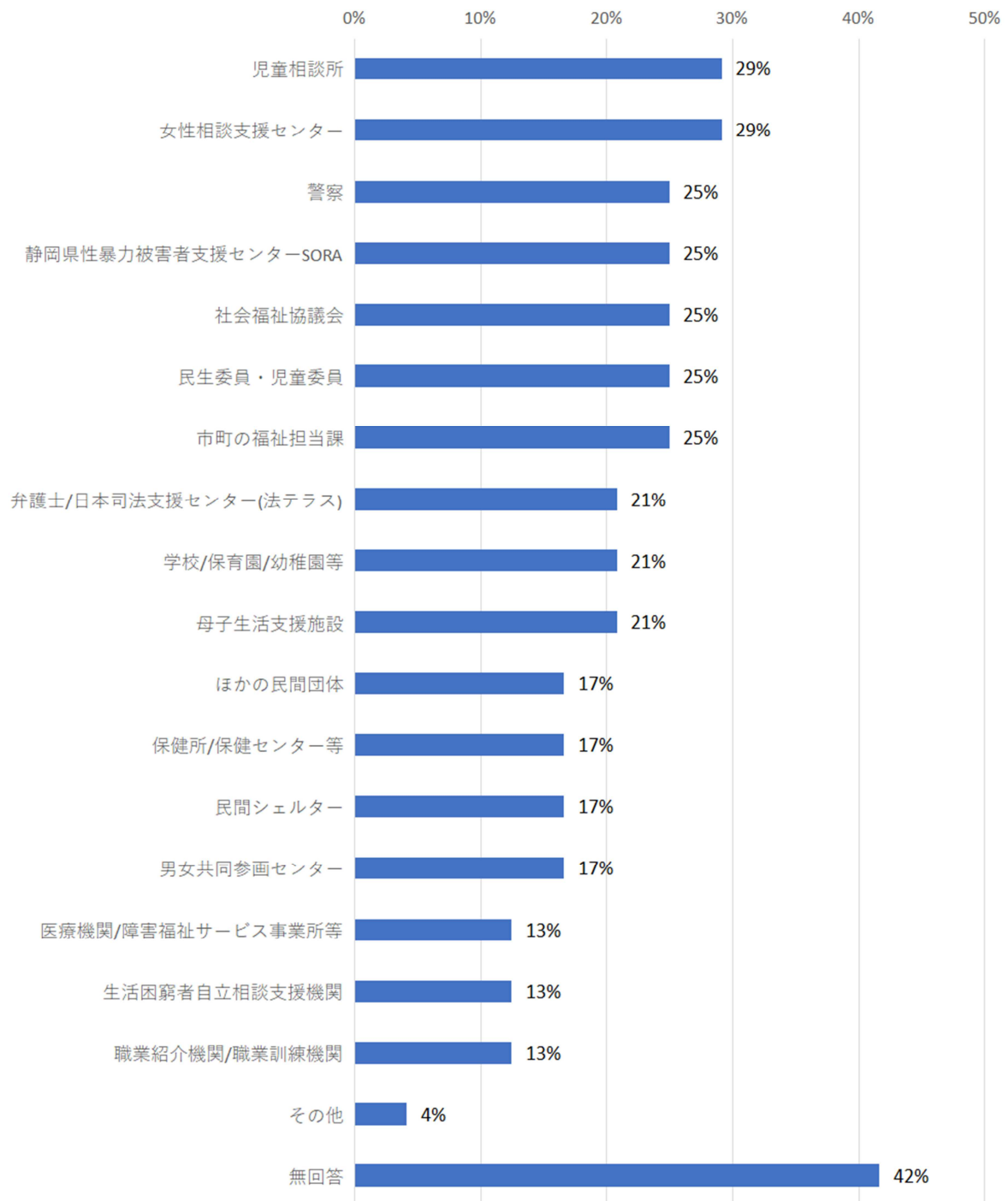
(7) 他の機関や団体との連携状況

「市町の福祉担当課」が54%で最も多く、次いで「ほかの民間団体」が50%、「警察」、「児童相談所」、「女性相談支援センター」が42%となっています。



（８）今後連携したい機関や団体

「児童相談所」「女性相談支援センター」が29%で最も多く、次いで「警察」、「静岡県性暴力被害者支援センターSORA」、「社会福祉協議会」、「民生委員・児童委員」、「市町の福祉担当課」が25%となっています。



8 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律等

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年五月二十五日)

(法律第五十二号)

第二百八回通常国会

第二次岸田内閣

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律をここに公布する。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）

第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）

第四章 雑則（第十六条—第二十二条）

第五章 罰則（第二十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への

支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえなが

ら、最適な支援を行うものとする。

- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(令四法六六(令四法五二)・一部改正)

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。)

は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進の

ためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることが

できる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養^{かん}に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

（国の負担及び補助）

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

（児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日＝令和四年六月一五日）

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日＝令和四年六月一七日）

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六十六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則

(令和五年三月二十九日)

(厚生労働省令第三十七号)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第七項及び第十三条第一項の規定に基づき、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則を次のように定める。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行規則

（法第九条第七項の厚生労働省令で定める場合）

第一条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号。以下

「法」という。）第九条第七項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。次号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合
- 二 同居する者等であつて、配偶者暴力防止等法第一条第三項に規定する配偶者以外の者からの暴力から保護することが必要と認められる場合
- 三 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等から保護することが必要と認められる場合
- 四 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第七号に規定する人身取引等により他人の支配下に置かれていた者として保護することが必要と認められる場合
- 五 住居がない又は何らかの理由で帰宅することが心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる場合であつて、保護することが必要と認められる場合
- 六 心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につなぐために保護することが必要と認められる場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければその支援の対象となる者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがあると認められる場合であつて、保護することが必要と認められる場合

（法第十三条第一項の厚生労働省令で定める方法）

第二条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める方法は、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行及び相談窓口の設置その他法第二条に規定する困難な問題を抱える女性を支援する適切な方法とする。

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

9 静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画(仮称)検討会議規程

(設置目的)

第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第8条に基づき策定する県基本計画に関する策定事項を検討するに当たり、学識者や関係者等有識者から幅広く意見を聴取するため、静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画（仮称）検討会議（以下「会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 会議は、前条に規定する目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する県施策のあり方に関すること。
- (2) その他この会議の目的達成に関すること。

(委員)

第3条 委員は、8人以内とし、次に掲げる者の内から健康福祉部こども未来局長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援の実状に詳しい者
- (3) こども未来局長が必要と認める者

(会長)

第4条 会議に会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 会長に事故あるときは、委員の互選により選出された者がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

- 2 補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 3 新たに必要が生じたため委嘱された委員の任期は、他の委員の任期満了の日までとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉部こども未来局こども家庭課において処理する。

(会議)

第7条 会議は、会長の下承を得て庶務が召集する。

- 2 会議には、関係行政機関がオブザーバーとして参加する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が委員に諮って定める。

附 則

この規程は令和5年9月20日から実施する。

静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画(仮称)検討会議
委員等名簿

〈委員〉

(50 音順、敬称略)

氏 名	所属名・職名	備考
芦川 玲子	静岡県婦人相談員連絡協議会 会長	
岡田 貞夫	社会福祉法人葵寮 業務執行理事	
加茂 登志子	一般社団法人日本 PCIT 研修センター 代表理事	会長
川口 正義	独立型社会福祉士事務所 子どもと家族の相談室 寺子屋お〜ぷん・どあ 共同代表	
白井 千晶	国立大学法人静岡大学人文社会科学部社会学科 教授	
古畑 恵子	古畑法律事務所 弁護士	
森 茂雄	静岡県母子生活支援施設協議会 会長	
横山 由佳子	特定非営利活動法人 SafetyFirst 静岡 代表理事	

〈オブザーバー〉

氏 名	所属名・職名	備考
遠藤 弘夫	富士市福祉部生活支援課 課長	
塩川 尚子	静岡県女性相談センター 所長	
鈴木 智一郎	静岡県中央児童相談所 所長	

10 困難な問題を抱える女性への支援に関する施策推進連絡会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年5月25日法律第52号。以下「法」という。）を踏まえ、困難な問題を抱える女性への支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、困難な問題を抱える女性への支援に関する施策推進連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

（組織及び委員）

第2条 連絡会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、健康福祉部こども未来局長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる所属の長をもって充てる。

（所掌事務）

第3条 連絡会は、次に掲げる事務を所掌する。

（1）法第8条に規定する県基本計画の策定及び推進に関すること

（2）その他必要な事項に関すること

（会議）

第4条 連絡会は、会長が招集するものとし、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

3 会長は、必要に応じ委員以外の職員の出席を求めることができる。

（書類の合議）

第5条 会長が適当と認めたときは、書類の合議で連絡会に代えることができる。

（作業部会）

第6条 連絡会に作業部会を置く。

2 作業部会長には健康福祉部こども未来局こども家庭課長を、作業部会員には委員の属する所属の職員をもって充てる。

3 第4条及び第5条の規定は、作業部会において、これを準用する。

（庶務）

第7条 連絡会の庶務は、健康福祉部こども未来局こども家庭課が行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営その他必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月5日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から適用する。

別表

部 局 等 名		所 属 名
知事直轄組織	地域外交局	多文化共生課
くらし・環境部	県民生活局	くらし交通安全課
		男女共同参画課
	建築住宅局	住まいづくり課
		公営住宅課
健康福祉部	福祉長寿局	地域福祉課
		福祉長寿政策課
	こども未来局	こども家庭課
	障害者支援局	障害福祉課
		女性相談センター
経済産業部	就業支援局	労働雇用政策課
教育委員会		教育政策課
		社会教育課
警察本部	生活安全部	人身安全少年課

11 静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画策定の経緯

(1) 有識者による検討会議

(静岡県困難な問題を抱える女性支援基本計画(仮称)検討会議)

	開催月	内 容
第1回	令和5年 10月	現状と課題、計画の方針等に関する意見
第2回	11月	計画素案に関する協議
第3回	令和6年 2月	パブリックコメント結果報告、計画案に関する協議

(2) 庁内関係所属による連絡会

(困難な問題を抱える女性への支援に関する施策推進連絡会)

	開催月	内 容
第1回	令和5年 11月	計画素案の確認
第2回	12月	有識者意見に対する素案への反映について
第3回	令和6年 3月	計画最終案の確認

(3) 困難な問題を抱える女性への支援に関する市町調査

項目	内 容
実施期間	令和5年9月5日～9月19日
対象	県内35市町
回収数	35市町
調査項目	相談体制、広報・啓発、相談支援・一時保護・被害回復支援・自立支援・アフターケアの実施状況、関係機関との連携、人材育成等

(4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する民間団体活動状況調査

項目	内 容
実施期間	① 郵送調査：令和5年9月29日～10月23日 ② ヒアリング調査：令和5年10月
対象	① 県及び市町が把握する困難な問題を抱える女性支援を行う民間団体(30団体) ② ①の団体から選定(3団体)
回収数 (協力数)	① 26団体 ② 3団体
調査項目	①団体の体制、活動内容、他団体や機関との連携状況、課題等 ②独自に有する知見や経験、支援技術、運営上の課題等

